

所管課		子ども・福祉部生活福祉課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策										
	第2章 共生共感都市			08 社会保障			04 生活保護制度を適正に運用する										
事業：中国残留邦人等生活支援扶助事業													整理番号	1265			
目的	中国残留邦人等の方々の老後の生活の安全を図る。																
目標	中国残留邦人等の方々の老後の生活の安全を図る。																
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		7,743		コスト情報・評価	総コスト(千円)		8,887		総合評価	B	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		622		内訳	事業費		7,743			効率性		A			
		国府支出金		7,121			人件費		1,144			有効性		B			
		地方債		0			公債費		0			法に基づき、対象者に対して適正に支援を行った。					
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		80								
							世帯あたり(円)		188								
	評価理由																
貢献度	施策に対する事業貢献度		A		根拠	中国残留邦人等に対して適正に支援給付を実施し貢献した。											
今後の方向性	支援活動等において、中国語の通訳派遣を進め、本事業の適正な支援実施を図る。																

事業 優先順位		1	細事業：中国残留邦人生活支援給付金事業				整理 番号		01		
目 的		中国残留邦人等の方々の老後の生活の安全を図る。									
目 標		中国残留邦人生活支援給付金により、中国残留邦人に対して、老齢基礎年金の満額支給に加えて、その人の属する世帯の収入の額が一定の基準を満たさない場合に支援給付を行う。また、中国残留邦人等地域生活支援事業の自立支援通訳等派遣事業の委託をすることにより、より支援の実効をあげる。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年	平成20年度	根拠 法令	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト 情報・従 事職員数 参 考			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）		7,743	8,693	-950		総コスト（千円）	8,887	9,883	-996	
	財源内訳	一般財源	622	1,839	-1,217		事業費	7,743	8,693	-950	
		国府支出金	7,121	6,854	267		人件費	1,144	1,190	-46	
		公債費	0	0	0		公債費	0	0	0	
		地方債	0	0	0		一人あたり（円）	80	88	-8	
		その他特定財源	0	0	0		世帯あたり（円）	188	210	-22	
			0				職員数（人）	0.15	0.15	0.00	
			0				再任用職員数（人）	0.00	0.00	0.00	
	今後の方向性										
支援活動等において、中国語の通訳派遣を進め、自立支援を図る。また、法改正に伴う配偶者支援金の支給に適正に対応する。											
評 価	妥当性		効率性	有効性	対象者	中国残留邦人等の方々					
	A		A	B							

事業：中国残留邦人等生活支援扶助事業

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、日本国に引き揚げることができず引き続き日本国以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等のうち、永住帰国した中国残留邦人等に対して、自立の支援を行った。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これらの者の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
- 2 厚生労働大臣は、前項第1号又は第2号の厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ、法務大臣及び外務大臣と協議しなければならない。
- 3 この法律において「永住帰国」とは、本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう。
- 4 この法律において「一時帰国」とは、親族の訪問、墓参りその他の厚生労働省令で定める目的で本邦に短期間滞在するために本邦に帰国することをいう。

細事業：中国残留邦人生活支援給付金事業

永住帰国した中国残留邦人等に対して、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付を支給し、生活安定のための支援を行った。

なお、支援対象者は、2世帯・4人であつた。

また、平成25年度より中国残留邦人等地域生活支援事業委託業務（自立支援通訳派遣事業）を実施し、中国残留邦人等の自立を支援するため通訳の派遣等を行った。

<支援給付の支給状況>

給付項目	生活支援給付	住宅支援給付	医療支援給付	介護支援給付	合 計
給付金額	2,681,760	342,000	3,970,064	22,800	7,016,624

<通訳派遣回数実績>

18回（@5000×18回＝90,000円）